

# 長崎外国語大学 奨学金授与規程

(平成 19 年 12 月 1 日制定)

## (目 的)

**第 1 条** 本学は建学の精神に照らし、学生の品性の向上と学問の研究を奨励する目的をもって、奨学金授与の制度を設ける。本学から学資を授与される学生を奨学生といい、授与する学資を奨学金という。

## (奨学生の資格)

**第 2 条** 奨学生となることのできる者は、本学に入学を許可された者及び本学の在籍学生で、人物、学業成績ともに優れたものとする。

## (奨学金の種類)

**第 3 条** 本学は次の奨学金を設ける。

- (1) 派遣留学奨学金
- (2) 勤労奨学金
- (3) スカラシップ入試奨学金
- (4) 特別奨学金
- (5) 特別支援奨学金
- (6) 長崎外国語大学（以下「大学」という。）・旧長崎外国語短期大学（以下「短期大学」という。）の卒業生及び長崎外国語大学の在籍者の親族に関する奨学金 制度
- (7) 旅程管理研修奨学金

## (派遣留学奨学金)

**第 4 条** 派遣留学奨学金は、学生の外国での研修を奨励することを目的として、大学「海外留学に関する規程」に定める派遣留学生に対し授与する。

- 2 派遣留学奨学金の授与期間は 1 年限りとし、留学期間を延長した場合には授与しない。
- 3 人数、金額及び授与期間は別表に定める。

## (勤労奨学金)

**第 5 条** 学生が勉学に専念し、優れた能力をさらに伸ばすことができるように、大学が指定する軽作業等に従事することを条件に、学生の学資負担を一部軽減することを目的として勤労奨学金を授与する。

- 2 人数及び金額は別表に定める。
- 3 選考は、毎年 4 月に行う。
- 4 奨学生は、大学が指定する時間、指定された軽作業等を行うものとする。

#### (スカラシップ入試奨学金)

**第6条** 語学教育の一層の啓発を目的として、入試時において英語、面接、調査書等を総合し、奨学生として合格した学生にスカラシップ入試奨学金を授与する。

2 人数、金額及び授与期間等は別途定める。

#### (特別奨学金)

**第7条** 語学教育の一層の啓発及び経済的に就学困難な学生への経済的支援を目的として、入学以前に英語の学力試験を課し、奨学生として合格した学生に特別奨学金を授与する。但し、1年毎に成績の調査を行い次年度の受給資格を決定する。

2 選考対象は12月上旬までに次年度の大学への入学を許可されたものとする。

3 選考のための学力試験は毎年一般入試と同時期に行うこととする。

4 人数、金額及び授与期間等は別途定める。

#### (特別支援奨学金)

**第8条** 経済的に就学困難な学生への経済的支援と語学教育の一層の啓発を目的として、各年毎に奨学生を選考し、特別支援奨学金を授与する。

2 選考対象は大学の在籍生とする。但し、進級保留生及び卒業保留の学生は対象外とする。

3 奨学生を選考は、年間の成績の精査及び経済状況の確認によって行う。

4 人数、金額及び授与期間等は別途定める。

#### (大学・短期大学の卒業者及び長崎外国語大学の在学者の親族に関する奨学金制度)

**第9条** 同一家計内などに複数の学生が在学した場合の経済的負担を軽減することを目的とする。入学時に、大学又は短期大学を卒業した者、あるいは大学に在学している者が二親等以内の親族にいる者を対象とする。入学後に申請、認可された者を奨学生とする。

2 複数名が同時に入学し且つ入学時に大学又は短期大学の卒業者ないし大学の在学者が定められた範囲の親族に存在しない場合は、いずれか1名以外を対象とする。また、入学時定められた範囲の親族に学生が大学及び短期大学に在籍したものがあっても退学者のみ存在する場合は対象としない。

3 申請の際には第1項に定める条件を証明できる書類を提出することとする。

4 金額は別表に定める。

#### (旅程管理研修奨学金)

**第10条** 学校法人長崎学院が旅行業務法第12条の11第1項の規定による登録を受けて実施する旅程管理研修を受講する本学学生の受講料について、一部奨学金として授与することができる。

2 奨学金の種類、金額等は別途定める。

**(奨学生の採用・決定・併給)**

**第 11 条** 奨学生を希望する者は、入学時においては入学願書等にその旨を記載し、必要に応じて申請しなければならない。また、在學生にあつては奨学生願書を学生支援室に提出しなければならない。

- 2 選考を行い、教授会の議を経て学長が決定する。
- 3 勤労奨学生については学生自身の応募をもとに選考を行う。
- 4 併給を認めるものは別途定める。

**(奨学金の取消)**

**第 12 条** 奨学生が次の条号の一つに該当すると認められたときは、その時点で奨学生たることを取り消す。

- (1) 本人が奨学金を辞退したとき。
- (2) 途中で学業継続が困難もしくは不可能になったとき（休学・退学の場合を含む）。
- (3) 大学の規則に違反し、懲戒処分を受けたとき。
- (4) その他奨学生として適性を欠くに至ったとき。

**(改 廃)**

**第 13 条** この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

**附 則**

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日をもって、従前の「長崎外国語大学・長崎外国語短期大学奨学金授与規程」に替えて「長崎外国語大学奨学金授与規程」を制定し、同日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

名 称	人 数	金 額
派遣留学奨学金	15 人 (学生数に応じて増減)	留学先大学等の授業料相当額 授与期間 1 年限り
勤労奨学金	募集人員 20 人	学内での軽作業 (週 180 分程度) 授与額 月 1 万円 (5～7 月、10～翌 2 月、総額 8 万円)
スカラシップ 入試奨学金	募集人員 別途に定める	別途定める
特別奨学金	募集人員 制限なし	別途定める
特別支援奨学金	募集人員 2～4 年生を対象とし 別途に定める	別途定める
在籍生及び卒業生 親族の奨学金	募集人員 制限なし	入学金相当分を授与
旅程管理研修 奨学金	申請者全員	別途定める